

## 日本政府に「非核三原則」の堅持を求める意見書

## 日本政府に「非核三原則」の堅持を求める意見書

高市内閣は、安保関連3文書の改定に伴い、「非核三原則」の見直しを検討している。核兵器を「持たず・作らず・持ち込ませず」と宣言した「非核三原則」は、1967年に佐藤栄作首相の国会答弁にはじまり、その後度重なる国会決議で確認された日本の「国是」である。歴代政権も繰り返し表明してきた非核三原則を、一内閣の判断で変えることは認められるものではない。

昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）もこれまでの政府見解を覆し、見直し議論を開始することについて強く抗議している。

また、広島県、長崎県の両知事も「三原則は絶対に守るべき」「到底受け入れられない」と述べ、三原則の堅持を求めている。

府中市は「平和憲法の精神から非核三原則を遵守し、すべての国の人々と手を携え、かけがえのない地球を真に平和なものにし、愛する郷土を未来に引き継ぐことは、私たちの責務です」と記した「府中市平和都市宣言」を昭和61年に行って以来、市民との協働で様々な平和啓発事業に取り組んできた。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対して次の事項を強く求める。

1 国是である「非核三原則」を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

様

東京都府中市議会議長

佐 藤 新 悟